

# 別冊 参考資料集①

# 目 次

- モデル事業を踏まえた Q & A 集 ..... P 2
- モデル団体の検討等を踏まえた「手軽にスタートしやすい取組イメージ」  
..... P 16
- モニターを活用した実証事業について（概要） ※未定稿 ..... P 18
- モデル事業のこれまでの取組 ..... P 20

# **モデル事業を踏まえたQ & A 集**

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

※ 本資料は、これまでの説明会やモデル事業における質疑応答を取りまとめたものです。今後、モデル事業における実証やシステム開発等によっては、回答内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 担い手活動

### Q1-1. 居住地からリモートで従事できる活動を担い手活動に指定することは可能か。

- A. 担い手活動については、人口減少等を背景とした担い手不足への対応を制度趣旨としていること、また、現地へ来訪することにより地域との関係が深化するとともに、地域での消費等の地域活性化に資するところが大きくなると考えられる等の観点から、現地に来訪する活動のみをプレミアム登録の対象となる担い手活動として想定している。

### Q1-2. 運動会等の地域のイベントへの参加も、担い手活動に指定して良いか。

- A. 地方自治体が指定する担い手活動は、本制度の趣旨を踏まえ、
- ① 人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること
  - ② 活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであること

が必要と考えている。これらの基本的な考え方（以下「担い手活動の指定の考え方」という。）に合致した活動であることが対外的に説明できる範囲で指定していただきたい。

単に「参加」するだけでは担い手活動とは認められないと考えられるが、運動会などのイベントの運営を担うボランティアであれば、上記の趣旨に合致し、担い手活動となると考えられる。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## Q1-3. 参加者から参加費等を徴収するような活動であっても、担い手活動に指定することは可能か。

- A. 参加費を徴収する活動であっても、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

## Q1-4. 農家個人に限らず、農業法人の活動も担い手活動に指定することは可能か。

- A. 個人経営か法人かどうかに関わらず、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

## Q1-5. 地域おこし協力隊インターン制度を活用して地域内で活動するインターンが行う地域活動を担い手活動に指定することは可能か。

- A. 地域おこし協力隊インターンにおける活動は、制度として地域貢献活動であることが一定担保することができると考えられることから、担い手活動として位置づけることは可能。活動の必要経費を支払うことについても、そうした地域貢献活動を行うために必要な範囲であれば可能である。

## Q1-6. 域外のスポーツ選手やアーティスト等、専門的な技術や知見を有する方に来訪してもらい、スポーツ教室や文化教室等の指導機会を設ける活動を、担い手活動として位置付けることは可能か。

- A. 域外のスポーツ選手やアーティスト等が、専門的な技術や経験を生かして教室や指導機会を提供する取組は、本制度の趣旨に合致する活動として担い手活動の対象となり得る。ただし、本制度は、個人が自発的な意思に基づいて地域貢献活動に取り組むことを重視しており、企業が主体となって実施する活動や、本業の一環として行われる活動は対象外と考える。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

**Q1-7. 担い手活動（草刈りなどの作業）に伴う傷害保険の加入は義務付けられるか。  
また、その場合は誰が保険料を負担すべきか（自治体、自治会等活動実施主体など）。**

**A.** 自治体におけるボランティア受入れ時の傷害保険の加入方法や費用負担のあり方について、モデル団体への聞き取りを行ったところ、自治体によって様々な運用がなされているが、主な手法として以下のようなパターンがみられる。

- ① 参加者本人の判断による任意加入とし、保険料も参加者本人が負担する。
- ② 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に参加し、保険料も実施主体が全額負担する。
- ③ 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に参加し、保険料は参加費等として参加者から徴収する。
- ④ 自治体が中間支援組織等へ業務を委託して実施する場合、委託契約において参加者全員分の保険加入を義務付け、委託費に保険料相当額を含めた上で委託事業者が支払う。

①の場合、自治体における事務負担や財政負担は生じない一方、活動中の事故等が発生した際に、参加者との間でトラブルが生じる可能性がある。

他方、②～④のように保険加入を義務付け、活動実施主体等が一括して加入する場合は、参加者個人や受入団体ごとの判断に左右されない統一的かつ公平な対応が可能となるほか、参加者にとっても保険加入の手續負担が軽減され、参加しやすい環境の整備につながる。一方で、活動実施主体における事務負担や、（参加者本人が保険料を負担する場合を除き）財政負担が生じる。

総務省としてガイドライン等において特定の手法を推奨することは想定していないが、農業や草刈りなど、活動中のけがのリスクが比較的高い活動については、事故発生時のトラブル防止の観点から、活動実施主体側が参加者分を一括して保険に参加することも考えられる。担い手活動の内容や実施体制等を踏まえ、各自治体において適切な方法を検討いただきたい。

なお、自治体が参加者の保険料を負担する場合、その経費は担い手活動の受入環境整備に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

- Q1-8. 農作業など屋外での担い手活動について、天候等を理由に当日実施できなくなった場合でも、現地を来訪した場合は担い手活動参加としてカウントして良いか。**
- A.** 天候等により当日実施ができなくなる可能性がある活動については、軽作業でも構わないため、あらかじめ代わりの活動をご用意いただきたい。
- Q1-9. 担い手活動を自治体が個別に承認するのではなく、担い手活動を運営する団体について、あらかじめ当該団体の活動を包括的に担い手活動として指定することは可能か。**
- A.** 可能であるが、協定締結等により担い手活動の基準を明確化し、適切な運用を担保することが必要と考える。なお、アプリ上での活動募集・配信に関する最終判断は自治体が行うことを想定している。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## ② プレミアム要件

**Q2-1. プレミアム登録要件となる担い手活動について、1日に数件分カウントしても良いか。**

- A.** 担い手活動については1日1回とすることを想定している。  
なお、3日連続で活動した場合は3回とカウントしてもよいこととしている。

**Q2-2. プレミアム登録の要件について、「地方自治体において、要件充足を確認」とは、どのようなイメージか。実際に職員が目視で確認する必要があるのか。**

- A.** 「年3回以上の担い手活動の実施」という要件については、システムで自動判定が可能となるが、各自治体において、プレミアム登録に当たって独自の追加要件を設け、書類提出を求める場合には、職員による確認が必要となる。

**Q2-3. プレミアム登録について、すでに3団体登録した人が、4団体目を登録したいと思った時に、登録済みの3団体の中から一つを解除することはできるのか。また、最低何ヶ月は登録解除できないといった制限はあるか。**

- A.** 登録者自身が解除できる仕組みを想定している。最低登録期間については現段階では想定していない。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## ③ サポート施策・御礼

**Q3-1. サポート施策について、例えばふるさと納税の返礼品における寄付額3割ルールのような具体的な上限や基準は設定される予定か。**

- A.** サポート施策については、円滑な担い手活動への参加の障壁を解消することで、登録者による活動への参加を促進することを制度趣旨としている。そのため、関係人口の方が担い手活動参加のコストを超えて金銭的にメリットを受けるような状態は想定していない。

なお、こうした考えのもと、ベーシック・プレミアム登録をしたこと自体に対する見返りとして現地に行かなくても恩恵を受けられる物品を提供することは禁止しているほか、活動参加への御礼として適切な範囲を超えた物品の提供（例えば高額な特産品の提供など）は控えていただきたい。

**Q3-2. サポート施策は、必ず行わなければならないか。**

- A.** アプリをインストールし登録証が表示されるだけでも価値を感じる方もいると考えられ、財政的な負担が生じるサポート施策にとらわれず制度に参画していただければと考えている。例えば、住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポートの提供（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入等）や、関係人口コミュニティへの参加などといった金銭的支援以外のサポート施策も含め、柔軟に検討していただきたい。

**Q3-3. 現地に来て担い手活動に参加していただいた方に、プレミアム登録者が否かに関わらず、活動参加への御礼品を渡してもよいか。**

- A.** 担い手活動の参加者に対して、社会通念上、御礼として適切な範囲内においてお土産を提供することは制度上問題ない。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## Q3-4. プレミアム登録前でも、交通費補助等の最低限の活動支援を提供しても良いか。

- A. プレミアム登録者に提供する「サポート施策」とは別枠として、1回目や2回目の担い手活動（ベーシック登録状態）に参加してくださった方に対して、純粋な御礼やボランティアに対する交通費補助等を行うことは問題ない。

## Q3-5. 近隣の市町村においてプレミアム登録され、宿泊費補助等を受けている登録者に対するサポート施策の必要性はどのように考えればよいか。

- A. 宿泊費補助については、基本的には当該自治体内の宿泊を対象にすることを想定している。その上で、近隣市町村における宿泊も補助の対象とする場合には、近隣市町村と重複しないよういずれか一方のみ申請してもらうようにするなど、近隣市町村等と調整していただきたい。サポート施策の重複が多く発生することが考えられる場合には、都道府県とも連携しつつ検討を進めていただきたい。

## Q3-6. サポート施策として、地域経済の活性化の観点から、自治体内でのみ利用可能なデジタル地域通貨付与を行ってもよいか。

- A. 現地でのみ使用可能な地域通貨はサポート施策として考えられうるものと認識している。

## Q3-7. ベーシック登録の促進のため、ベーシック登録者に対して自治体のグッズ等をプレゼントすることを検討しているが、ガイドライン上問題ないか。

- A. ガイドラインにおいて、ベーシック登録・プレミアム登録に対する物品提供が許容される例として、「広く一般に配布する市の広報グッズや郵送等により送付しているパンフレットを提供」を挙げており、ある程度誰にでも配布予定のものであれば問題ないと考えている。高額な商品や希少性が高いものは返礼品として禁止しているため、その点をご留意いただきたい。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## ④ ふるさと住民コーディネーター

**Q4-1. ふるさと住民コーディネーターの設置について、法人等への業務委託により確保する場合も、特別交付税措置の対象となるか。**

- A.** 法人等への委託契約により確保する場合も、特別交付税措置の対象となる。  
ただし、法人への委託により確保する場合でも、特定の個人が業務に従事する必要があり、経費報告の際も個人ごとの報償費や業務内容などを記載していただくことを予定している。特定に当たっては、個人とその人の勤務日・対応時間まで特定していただきたい。

**Q4-2. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、人数の上限はあるか。**

- A.** 今年度の特別交付税措置については、従来の特別交付税措置（二地域居住・関係人口特交）の制度を基本的に引き継ぐこととしており、また本制度の導入に向けた準備が中心となることから、コーディネーターの人数制限は設けていない。  
なお、令和9年度以降については、今後のモデル事業等を通じて各自治体の対応を把握しつつ、必要に応じ検討する。

**Q4-3. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、任期の上限はあるか。**

- A.** 任期の上限はない。ふるさと住民コーディネーターについては、地域おこし協力隊等と異なり、継続的な関係性の構築を期待する方法で確保することも考えられる。  
ただし、「任期の定めのない常勤職員」として任用されている職員（わかりやすく言うと通常の自治体職員）については、特別交付税措置の対象外となるため、注意されたい。

**Q4-4. ふるさと住民コーディネーターについて、居住地・勤務地は受入市町村でなければならないか。**

- A.** 居住地要件は設けておらず、地域おこし協力隊と異なり、地域住民の方や近隣に居住している方を採用しても問題ない。  
コーディネーターの勤務地については、基本的に現地で勤務する者を対象としている。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## Q4-5. 地域おこし協力隊や集落支援員が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

- A. 兼務は可能。ただし、複数の特別交付税措置を併用することはできないため、どちらか一方の費目のみで経費を報告していただきたい。

## Q4-6. 移住コーディネーターとして設置している者が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

- A. 兼任は可能。業務的に重複もあると考えられることから、移住コーディネーター・ふるさと住民コーディネーターを兼務し、他の業務と兼任していない場合は、いずれか一方の特別交付税措置で専任として報告していただいて構わない。

## Q4-7. ふるさと住民コーディネーターについて、「専任」とは1自治体のみに従事しているという意味か。1自治体内で、他の業務と兼任している場合、兼任となるか。

- A. 「専任」とは、他の業務と兼務せず、専らふるさと住民コーディネーターの業務に従事する者を指す。一つの自治体において他の業務と兼任している場合、「兼務」に該当する。

## Q4-8. ふるさと住民コーディネーターとしてどのような人材を確保することを想定しているか。

- A. コーディネーターとしてどのような人材を確保すべきかは自治体のニーズによって異なると考えられるが、主に申請受付や問合せ対応など自治体職員の定型的な事務作業を補助する「補助的職員」、一定の専門的知識・経験を活かして企画や関係部署との調整など制度運営を主導する「専門的職員」、民間法人等が有するノウハウや柔軟な運営等を活かして自治体職員と連携する「民間ノウハウの導入」といったパターンが想定される。

## Q4-9. ふるさと住民コーディネーターの活動経費と募集経費は特別交付税措置の対象か。

- A. 活動経費は、コーディネーターに係る経費として措置の対象となるが、募集経費については、その他事業費として措置率0.5で措置される（財政力補正あり）。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

**Q4-10. ふるさと住民コーディネーターを会計年度任用職員として任用する場合、当該職員に係る社会保険料も特別交付税措置の対象となるか。**

**A.** 社会保険料や公務災害補償制度に係る負担金も「人件費」に含まれることから、コーディネーターによる支援に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

**Q4-11. 都道府県がふるさと住民コーディネーターを設置することは可能か。**

**A.** 都道府県が設置することも可能。  
モデル団体においても広域的広報や市町村支援等のためのコーディネーター設置を検討している団体もある。

## 5 特別交付税措置

**Q5-1. 担い手活動として草刈り体験を実施するため、必要機材の調達（草刈り機の購入）を検討しているが、このような機材の購入についても特別交付税措置の対象となるか。**

**A.** 担い手活動の受入れに当たって物品を購入する際、その物品が担い手活動に要するものであると整理できる場合は、特別交付税措置の対象となる。  
ただし、その物品が「消耗品」ではなく受入団体の「備品」として取り扱われる場合、その物品は基本的に受入団体の財産となるため、次の点に留意する必要がある。

- ・ その物品を購入する費用を公金でまかなうことの妥当性を議会・住民等に説明できるか。
- ・ 特に、受入団体の本来の事業活動のためではなく、専ら担い手活動にあたる体験事業のために購入するものであるか。
- ・ 体験事業期間中の借上げではなく、備品購入とすることに合理性があるか。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

**Q5-2. 既存の取組として、独自の関係人口向けのポータルサイトを運用している。既存の取組から本制度への円滑な移行のため、経過措置として独自の関係人口向けのポータルサイトを併用する見込み。この場合、既存のポータルサイトの運用経費は特別交付税措置の対象となるか。**

- A.** 情報発信に要する経費として措置の対象となる。  
また、ふるさと住民アプリとの関係のための、自治体独自のサイトやアプリ等の改修に要する経費については、デジタル活用推進事業債の対象となる。

**Q5-3. プレミアム登録者に対するサポート施策について、どのような経費が特別交付税措置の対象となるか。**

- A.** プレミアム登録が行われるのは制度開始後となることから、令和9年度に向けて検討することとしている。

## 6 システム

**Q6-1. 担い手活動の受入れの時点で、参加者についてある程度の情報を把握しておきたいが、どのような仕組みを想定しているか。**

- A.** 担い手活動への参加については、少なくともベーシック登録を前提とする想定であり、ベーシック登録の際には、一定の属性情報（住所地市区町村や連絡先、地域との関係等）についてアンケートにお答えいただくことになる。  
また、基本的にはマイナンバーカード認証も前提としたいと考えており、詳細については今後のシステム開発の中で検討していく。

**Q6-2. ふるさと住民アプリと自治体の既存アプリとのシステム連携を可能とする予定はあるか。**

- A.** 自治体の既存アプリ等と連携できるAPIについては実装予定だが、こういった情報を連携可能とするか等の具体的な連携方法については、今後検討していく。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## Q6-3. アプリの仕様は、自治体ごとにカスタマイズが可能か。

- A. アンケート項目の追加や登録証のデザイン等についての一部機能については、カスタマイズ可能とすることを想定している。

## Q6-4. アプリ上での登録者情報の更新頻度や更新方法を教えてほしい。

- A. プレミアム登録については、登録後1年毎に更新が必要となる。更新方法は、登録者自身によって、更新の申請やマイナンバーカード認証をしていただいた上で、自治体がシステムに蓄積した活動記録等を確認して更新を承認することを想定している。

## Q6-5. 長期滞在者記録（10日以上滞在の記録）は、アプリ上でどのような方法で記録することを想定しているか。

- A. GPS等による記録を想定しているが、具体的にはシステム開発の中で検討していく。

## Q6-6. システムの管理ページの操作を外部委託することは可能か。

- A. 全ての機能・権限を持つ管理画面を操作できるのは、個人情報等の観点から自治体職員のみとする想定。ただし、情報発信コンテンツの作成など、連携する委託事業者に作業してもらった方が効率的な部分もあるため、権限を制限した「ミニアカウント」のようなものを付与できないか、システム開発の中で検討していく。

## Q6-7. アプリ内でコミュニケーションをとれる機能は導入されるか。またポスト内容を他SNSで投稿できる機能もあるか。

- A. オンラインコミュニティ等の機能についても今後実装に向けて検討を進めていきたい。なお、ポストされた内容が他SNSでも投稿できるようにするといった機能は現時点において想定していない。

# モデル事業等を踏まえたQ & A集

## 7 個人情報

**Q7-1. 現在自治体で保有している名簿情報を、ふるさと住民登録制度のクラウドに移行させても良いか。個人情報保護の観点から本人の同意や本人による手続きが必要か。**

- A.** 個人情報保護法上、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（第69条第1項）と規定されているため、基本的には、自治体が既存の名簿に掲載された方々に対し制度についての周知や登録案内を行い、登録者本人にふるさと住民としての登録手続きを行っていただくことを想定している。

**Q7-2. 市町村がふるさと住民アプリ上で収集した個人情報は、都道府県に共有されるか。**

- A.** ふるさと住民登録のアプリシステムで取得・反映される情報（ベーシック登録時のアンケート回答や、二次元バーコード読み取りによる担い手活動の実績等）については、基本的に都道府県と市町村間でタイムリーに同期（共有）される仕組みを想定している。

## 8 その他

**Q8-1. 都道府県のベーシック登録者に対して、管内市町村が生成した担い手活動を周知・募集してもよいか。**

- A.** 問題ない。都道府県による広域的な情報発信についても積極的に検討していただきたい。

**Q8-2. ベーシック登録やプレミアム登録の名称は自治体で変更可能か。**

- A.** 制度上は、どの自治体においても「プレミアム登録者＝地域に相当程度貢献する関係人口である」という全国共通の価値としていきたいと考えているため、自治体ごとに名称を変更するのではなく、全国共通の名称で運用することを想定している。  
なお、国の制度上の取扱いとは別に、各自治体が独自の名称（呼称）を設けることは差支えない。

**モデル団体の検討等を踏まえた  
「手軽にスタートしやすい取組イメージ」**

# モデル団体の検討等を踏まえた「手軽にスタートしやすい取組イメージ」

## 実施体制

- 庁内連携のために関係各課（広報、農林水産、産業、福祉等）との連絡会議を設置。
- 連携の可能性がある関係団体へのヒアリング、定期的なMTGを開催。
- 職員の負担軽減や事業の継続性の観点から、**「ふるさと住民コーディネーター」**を会計年度任用職員として**配置**。

集落支援員、地域おこし協力隊の経験者、地域運営組織のメンバーも候補

## 担い手活動

地域活動をされている団体に協力を依頼

- 地域運営組織等の関係団体の**既存の活動やイベントに関係人口も参画する形**で企画。  
※イベント運営補助、農作物の収穫、清掃活動等
- **当日の運営も地域運営組織等の関係団体**に依頼。  
※ 可能であれば活動後には地域の方と参加者の交流の場も併せて企画

## 情報発信

アプリシステムの機能で負担軽減

- 月1回～2回程度を目安に発信。
- コンテンツは、**既存の自治体の広報**（HP、SNS、発行物等）や関係団体の広報**も活用**。
- 担い手活動については、地域で一緒に活動する方や活動後のアクティビティ等も併せて発信。
- ※ ふるさと住民登録コーディネーターが原案・調整を担当

## プレミアム登録 （サポート施策）

まずは「感謝」を伝えることを重視

- 登録証は、特産品を背景に独自デザイン。
- **年1回、プレミアム登録者限定の地域交流イベント**を用意。※既存イベントの一部で実施
- コミュニティセンター等の公共施設について、住民と同じ条件で利用可能に。
- ※ 地域の民間企業や関係団体に対して、サービス・割引等の提供等の協力を得られないか検討を依頼

# **モニターを活用した実証事業について（概要）**

**※未定稿**

**試用版アプリの実証及びアンケート調査を通じて、自治体の発信情報・担い手活動等を更に魅力的な取組にする**とともに、**アプリの利便性の向上を目指す。**

## 1. 概要・目的

- ・総務省やモデル自治体等が  
**既存の関係人口等への呼びかけを行い、  
総計1,000人規模のモニターを確保**
- ・確保したモニターには**説明用動画を配布**
- ・モニターには**試用版アプリの利用・担い手活動等へ参加**して  
もらうとともに、**アンケート調査を実施**
- ・アプリの使用感や各自治体の発信情報、担い手活動・サポート  
施策等について、**フィードバックをもらう**



## 2. 調査内容

- ・アンケート調査等を通じ、下記事項を調査
- ✓ **アプリの使用感**について
- ✓ **各自治体の発信情報**について
- ✓ **担い手活動**について
- ✓ **サポート施策**について
- ✓ その他（**利用頻度・継続意向**等）



## 3. 実施方法

- ・モニターについては、下記①～④の回答について協力依頼
  - ① **アプリの使用感や担い手活動等**に関して**選択式で回答**
  - ② **自治体発信記事**に対して「**いいね**」ボタンでも評価
  - ③ アプリの使用感や自治体発信記事に係る意見等を、  
**自由記述式で随時回答**
  - ④ 実証事業終盤に、**総論**について**選択式等で回答**
- ※選択式や自由記述式については個別アンケートフォームを案内予定



## 4. スケジュール

- ・8月下旬～9月中旬 **モニター募集**
- ・9月中旬～下旬 **モニター数集約**
- ・10月上旬 **自治体が発信情報等をシステムへ入力**
- ・10月中旬 **実証開始**
- ・11月中旬 **モニター結果の中間取りまとめ**
- ・12月下旬 **モニター終了**
- ・1月 **モニター結果の最終取りまとめ**



# モデル事業のこれまでの取組

# モデル事業対象自治体一覧

## 都道府県・市町村連携モデル

7  
道県

| 都道府県 | 域内個別応募市町村                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------|
| 北海道  | 北見市、苫小牧市、奥尻町、沼田町、鷹栖町、美瑛町、中富良野町、中川町、苫前町、雄武町、厚真町、上士幌町、鹿追町、浦幌町、釧路町、別海町 |
| 宮城県  | 石巻市、大崎市、丸森町                                                         |
| 富山県  | 高岡市、魚津市                                                             |
| 長野県  | 岡谷市、駒ヶ根市、中野市、軽井沢町、売木村、池田町、飯綱町                                       |
| 和歌山県 | 田辺市、かつらぎ町                                                           |
| 鳥取県  | 米子市、倉吉市、琴浦町、南部町                                                     |
| 高知県  | 室戸市、越知町、日高村                                                         |

## 個別市町村モデル

21  
市町村

| 個別市町村    |           |
|----------|-----------|
| 岩手県陸前高田市 | 岡山県真庭市    |
| 福島県西会津町  | 広島県三原市    |
| 福島県飯舘村   | 山口県美祢市    |
| 栃木県那須町   | 徳島県鳴門市    |
| 山梨県小菅村   | 香川県琴平町    |
| 岐阜県飛騨市   | 愛媛県宇和島市   |
| 静岡県焼津市   | 長崎県佐世保市   |
| 愛知県豊橋市   | 熊本県菊池市    |
| 兵庫県豊岡市   | 熊本県天草市    |
| 奈良県三宅町   | 鹿児島県南さつま市 |
| 島根県出雲市   |           |

※上記道県の域内市町村のうち「個別市町村モデル」にも応募があった市町村については、道県と同時採択として支援。

# モデル事業のこれまでの取組(詳細) ①

モデル事業においては、これまで次のような取組を実施し、モデル団体の本制度活用に向けた検討への支援を行うとともに、取組状況を全国の自治体に共有。

1

キックオフ  
ミーティング

2

アンケート

3

ヒアリング  
(現地訪問含む)

4

道県説明会・  
個別相談会

5

コミュニケーションアプリを活用した伴走支援

## ① キックオフミーティング

- 令和8年4月13日、モデル団体を対象にキックオフミーティングを開催し、本事業の目的等を共有。

### 開催概要

- 実施日 令和8年4月13日(月)15:00～17:00
- 参加者
  - ・ モデル団体の自治体担当者
  - ・ 総務省
  - ・ 株式会社カヤック(事務局)

### 議題

- ・ 事業の趣旨説明
- ・ 事前調査アンケートの配布・説明
- ・ 今後のスケジュール共有
- ・ 質疑応答

# モデル事業のこれまでの取組(詳細) ②

## ② アンケート

○ モデル事業開始にあたり、モデル団体の検討状況等を把握することを目的にアンケートを実施。

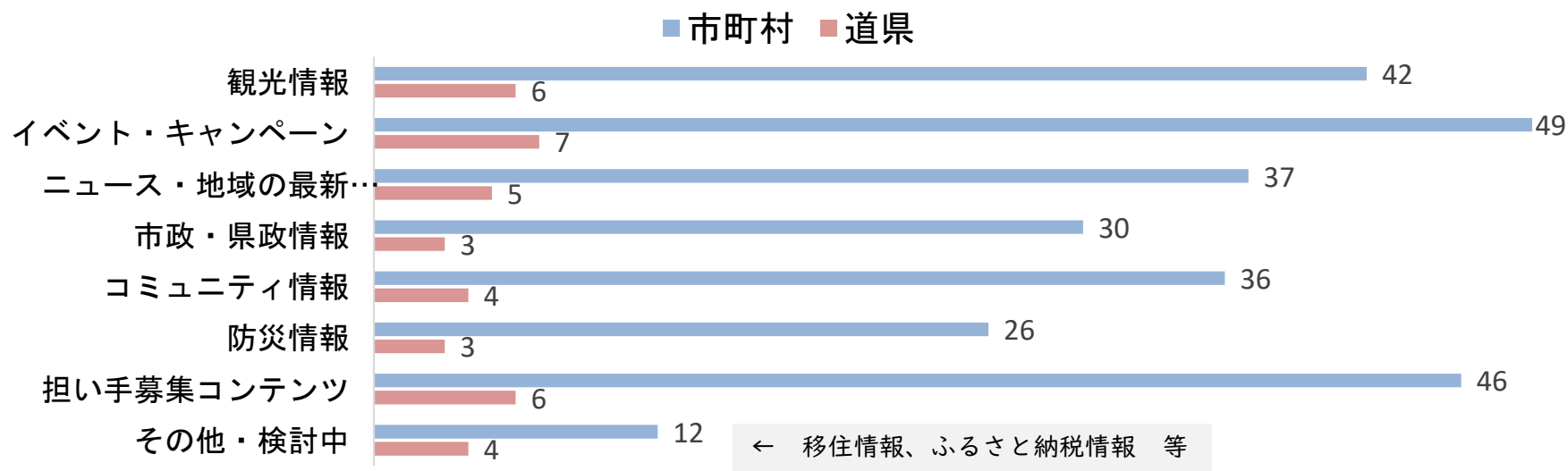
■ 配布先 モデル事業の採択団体（58市町村及び7道県） ■ 回答期間 令和8年4月10日（金）から4月24日（金）

### 主な設問内容

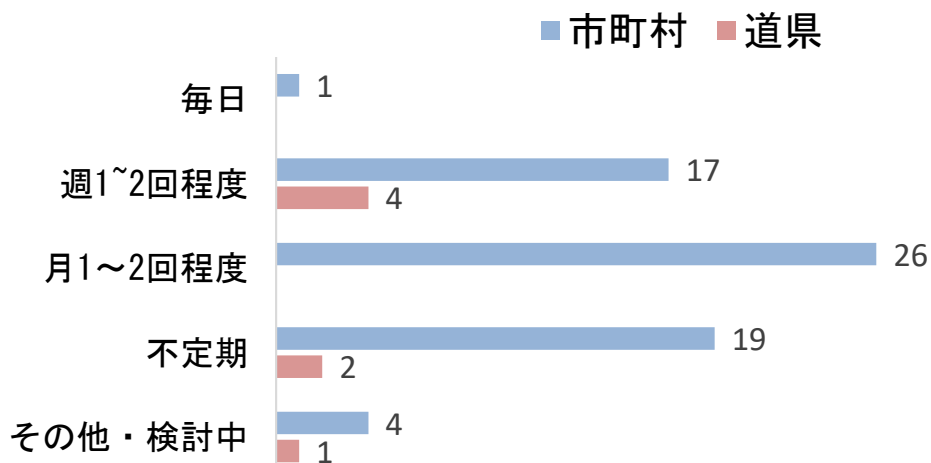
| カテゴリ    | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ベーシック登録 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ふるさと住民アプリを運用する上での「提供情報」として検討しているもの</li><li>・ 想定する情報の配信または更新頻度</li></ul>                                                                                                                                                                                                        |
| プレミアム登録 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ プレミアム登録の要件（年3回以上の担い手活動）とする担い手活動について、具体的に想定している内容</li><li>・ プレミアム登録に関して、長期滞在者（10日/年以上滞在目安）の明示を行う意向はあるか</li><li>・ 主に想定している担い手タイプ</li><li>・ 登録者へのサポート施策として検討しているもの</li><li>・ プレミアム登録者に対する行政手続の特例（乳幼児の一時預かり、小中学校への区域外就学等）に対応する意向があるか</li><li>・ 令和8年4月からの担い手活動を記録する意向があるか</li></ul> |
| 予算・体制   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ふるさと住民登録コーディネーターの確保の見込み</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 道県      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道県内市町村の本制度参画意向</li><li>・ 道県内の市町村に対し、本制度の連携・活用をどのように働きかける予定か、また想定する連携の枠組み</li><li>・ 市町村にとってネックになりそうなポイントはどこにあると考えているか。また、それらに対して道県はどのように解決しようと考えているか</li></ul>                                                                                                                  |

# モデル団体向けアンケート(R8.4) ベーシック登録について

Q ふるさと住民アプリを運用する上での「提供情報」として検討しているもの（複数選択可）  
（参照『ふるさと住民登録制度ガイドラインver1.0、Ⅱ.3-2及びⅢ.2-3』）



Q 想定する情報の配信または更新頻度



# モデル団体向けアンケート(R8.4) プレミアム登録について

Q プレミアム登録の要件（年3回以上の担い手活動）とする担い手活動について、具体的に想定している内容

## 【農林水産業等】

- ・農業、漁業、酪農等の作業、季節的就業等

## 【祭り・イベント等】

- ・地域行事、祭り、イベント等について、企画への参画や運営補助等ボランティアスタッフとしての参加

## 【自治会等の地域活動】

- ・自治会、商工会、まちづくり団体等の活動への参加
- ・草刈り、水やり、公園等の清掃、ゴミ拾いウォーキング、除雪作業等
- ・空き家の利活用・保全等
- ・自然環境（山地、湿地等）の保全活動

## 【副業・プロボノ】

- ・ふるさとワーキングホリデー、地域活性化企業人等の副業
- ・スポットバイト
- ・土業等の専門的知識を用いた活動

## 【福祉・教育】

- ・高齢者教室、子どもの居場所等の運営補助等
- ・部活動の指導等

## 【情報発信・広報】

- ・現地での体験・取材内容のSNS等での発信
- ・地域誌等の現地取材、執筆活動等

## Q 担い手活動設定の背景・理由は

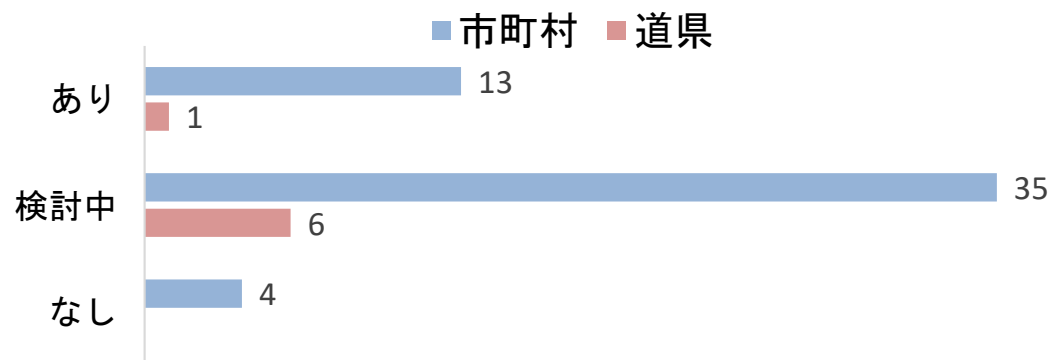
- ✓ 深刻な担い手不足・地域維持の限界
- ✓ 既存事業の実績・運営基盤の活用
- ✓ 地域・基幹産業への理解深化とファン化
- ✓ 多様な関わり方（段階的・専門性）の提供
- ✓ 活動の持続可能性の確保

## Q 担い手活動の運営方法の想定は

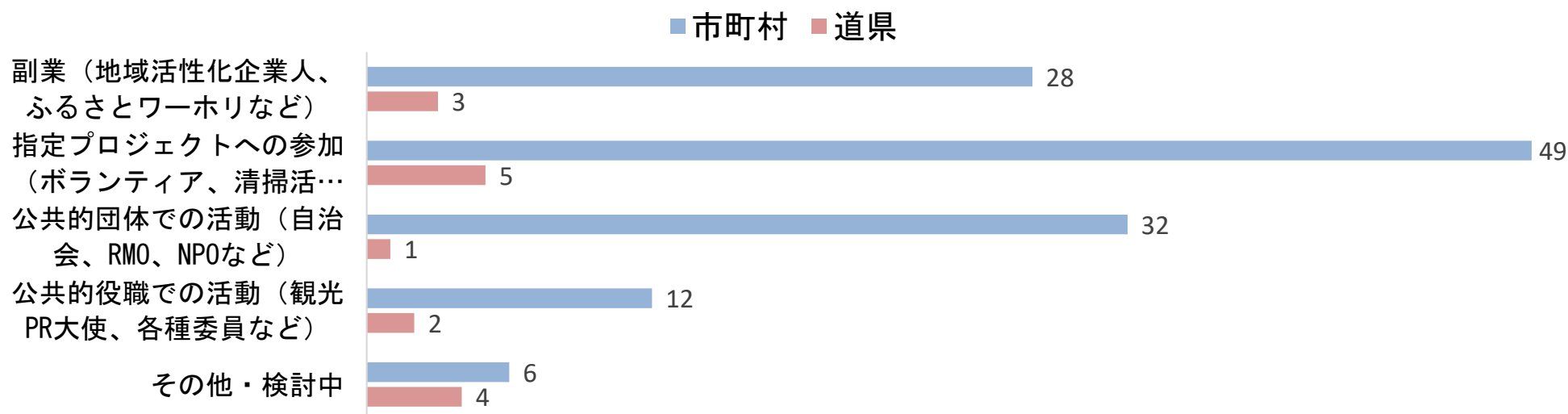
- ✓ 自治会・地域運営組織等との連携
- ✓ 中間支援組織（NPO、地域商社、まちづくり法人等）や集落支援員・協力隊との連携（コーディネータ、外部委託等）
- ✓ 民間のプラットフォームや企業との連携

# モデル団体向けアンケート(R8.4) プレミアム登録について

Q プレミアム登録に関して、長期滞在者（10日/年以上滞在目安）の明示を行う意向はあるか（参照『ふるさと住民登録制度ガイドラインver1.0、II.4-5』）

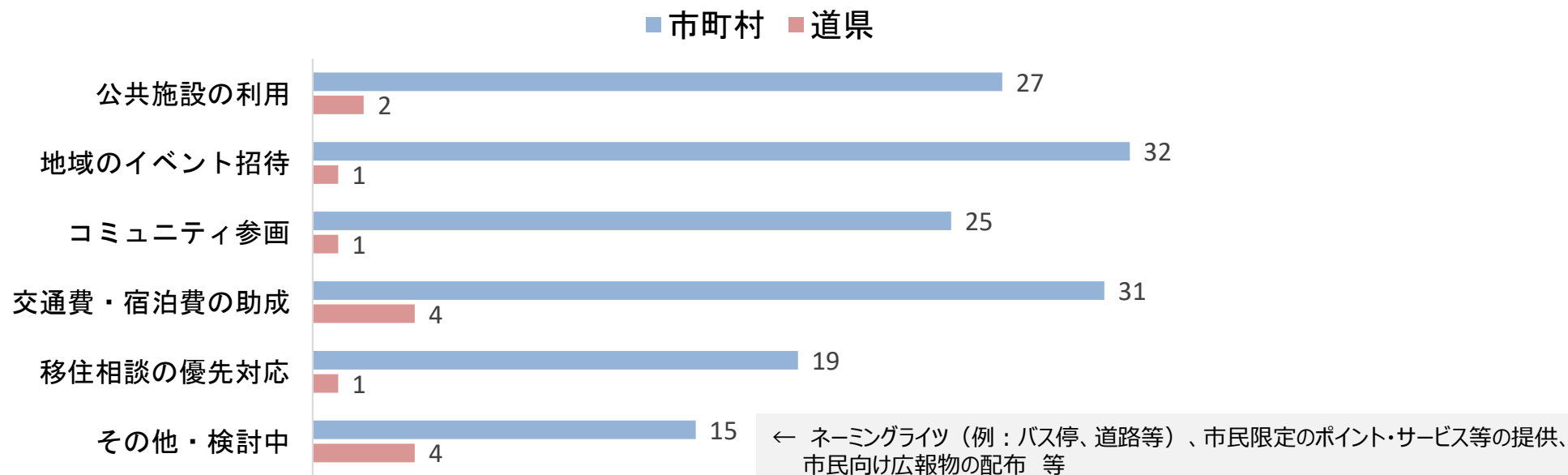


Q 主に想定している担い手タイプ（『ふるさと住民登録制度ガイドラインver1.0、Ⅲ.2-4』参照）（複数選択可）

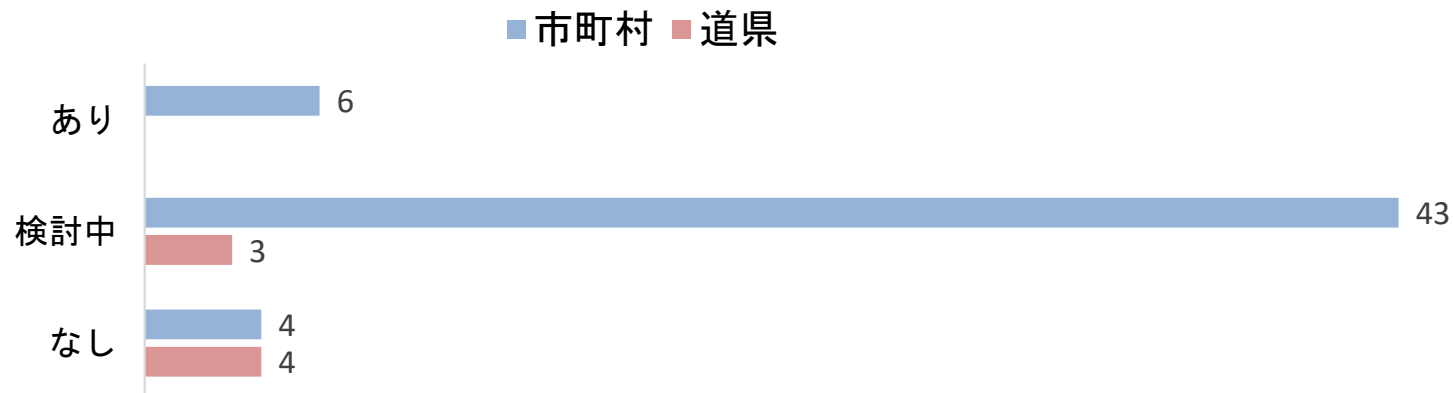


# モデル団体向けアンケート(R8.4) プレミアム登録について

Q 登録者へのサポート施策として検討しているもの（複数選択可）（参照『ふるさと住民登録制度ガイドライン ver1.0、III.3-3』）

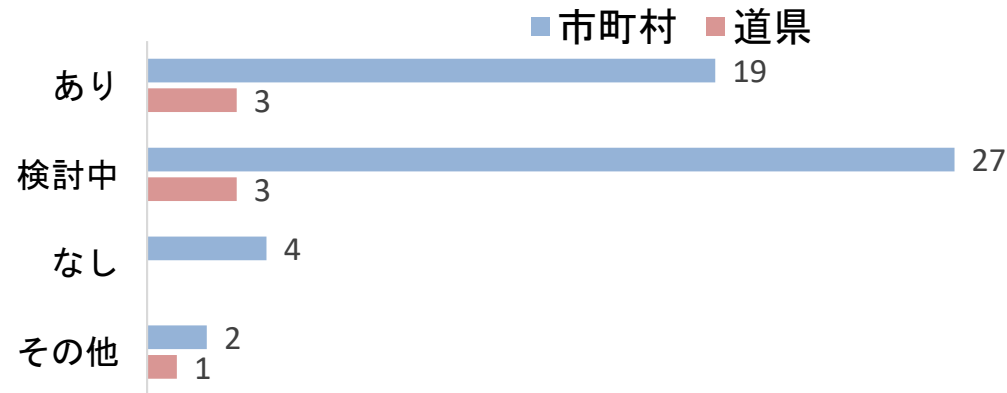


Q プレミアム登録者に対する行政手続の特例（乳幼児の一時預かり、小中学校への区域外就学等）に対応する意向があるか（参照『ふるさと住民登録制度ガイドラインver1.0、III.3-3』）

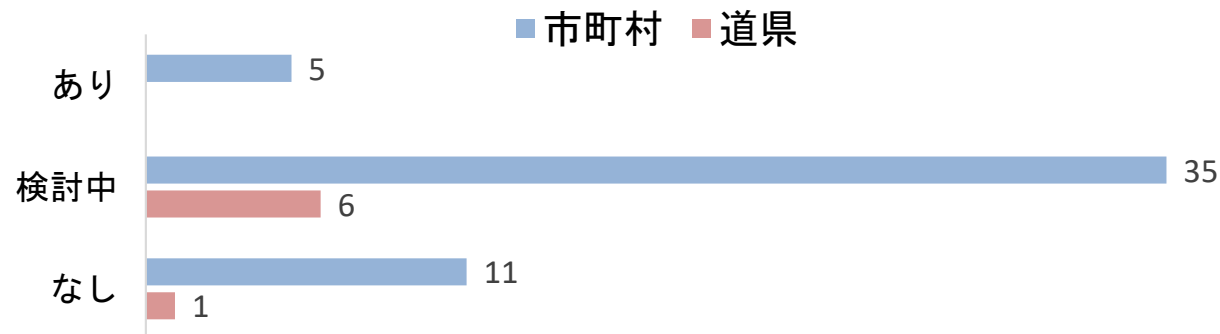


# モデル団体向けアンケート(R8.4) プレミアム登録について

Q 令和8年4月からの担い手活動を記録する意向があるか（参照『ふるさと住民登録制度ガイドライン ver1.0、III.3-2』）



Q ふるさと住民登録コーディネーター（参照『ふるさと住民登録制度ガイドラインver1.0、IV.3-3』及び『ふるさと住民登録制度〈※事務担当者向け参考資料〉P 16』）の確保の見込み



# モデル団体向けアンケート(R8.4) 道県と市町村の連携について

〈モデル道県内の市町村の制度参加意向の状況（参加意向のある団体の割合）〉

全市町村：1団体 / 約9割：1団体 / 約7割：3団体 / 約6割：2団体

Q 道県内の市町村に対し、本制度の連携・活用をどのように働きかける予定か、また想定する連携の枠組み

- ・制度趣旨など地域課題の解消に資する取り組みであることを説明し、連携を促したい。
- ・担い手活動の掘り起こしや受け入れは各市町村を主役とし、県としては民間交通事業者と連携しながら、県域内での広域的な情報共有・情報発信を担う枠組みを想定している。
- ・市町村長と知事がメンバーである会議体等においてふるさと住民登録制度への対応も含めた連携策について検討を進める。また、担当者WG等の場を通じて継続的な情報共有と意見交換の場を設ける形で連携していきたい。
- ・各市町村に配置されている県職員「地域支援企画員」が、市町村の実務を支援し、県が全体調整及び進捗管理を担う。

Q 市町村にとってネックになりそうなポイントはどこにあると考えているか。また、それらに対して道県はどのように解決しようと考えているか。

（先例事例がないこと、事務負担の懸念等に対して）

- ・マンパワー不足の市町村に対しては、方針や使える施策を示すことで本格運用までには取り組みを開始できる体制としたい。
- ・先行自治体の取り組みの具体例を示しながら、制度活用に向けたハードルの解消を促したい。
- ・モデル事業で採択された市町村の事例や既存施策で実施した事例を定期的に共有する場をもつことで、本制度開始時に各市町村がスムーズに開始できるよう支援していきたい。
- ・市町村向けの勉強会を開催する。
- ・事務負担や費用負担等の参画への不安を伺い、県としてできる支援を検討し参画を促す。

# モデル事業のこれまでの取組(詳細) ③

## ③ ヒアリング (現地訪問含む)

- 個別市町村モデルの市町村については、地域課題・体制・既存施策の現状等を把握するとともに、今後の支援方針を作成するため、5月～6月にかけて各自治体と現地訪問を含む計3回以上のヒアリングを実施。

### ヒアリング実施概要

- 参加者           モデル団体の自治体担当者、総務省、伴走パートナー、株式会社カヤック（事務局）等
- 実施期間       令和8年5月～6月
- 実施形式       オンライン又は現地

### 主なヒアリング内容

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 全体方針     | 本制度を活用して目指す姿、推進体制、特に伴走支援が必要な事項 等 |
| 既存施策との連携 | 既存施策の目的・ターゲット・現状、本制度との連携方針 等     |
| 関係団体の把握  | 中間支援組織・地域おこし協力隊・民間企業等、連携可能な団体 等  |
| 課題の抽出    | 本制度で実現したいこと等を踏まえた課題 等            |

(参考) カスタマージャーニーマップ (次ページ参照)

モデル団体の現状把握や課題の整理に当たっては、利用者の制度利用プロセスを5段階に分け、「誰が」「何を」「どのように」の観点から取組方針を整理・可視化するカスタマージャーニーマップを補助的に使用。

|                  |            |                        |             |                |
|------------------|------------|------------------------|-------------|----------------|
| 第1段階:知る・比較検討     | 第2段階:参加・交流 | 第3段階:役割を持つ             | 第4段階:担い手になる | 第5段階:担い手の維持✓深化 |
| 未登録<br>→ ベーシック登録 | ベーシック登録継続  | ベーシック登録<br>→ プレミアム登録検討 | プレミアム登録完了   | プレミアム登録維持      |

# (参考)カスタマージャーニーマップ

- 以下のカスタマージャーニーマップを使用することで、5段階の制度利用プロセス（横軸）と事業における検討項目（縦軸）に応じて、「誰が」・「何を」・「どのように」の観点から取組方針を整理・可視化。

|                |                           | 第1段階:知る・比較検討           | 第2段階:参加・交流              | 第3段階:役割を持つ               | 第4段階:担い手になる               | 第5段階:担い手の維持/深化           |
|----------------|---------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| ふるさと<br>住民登録制度 | 登録ステータス                   | 未登録 → ベーシック登録          | ベーシック登録継続               | ベーシック登録→プレミアム登録検討        | プレミアム登録完了                 | プレミアム登録維持                |
|                | ユーザー行動(例)                 | 情報を収集し、入口を見つけてベーシック登録。 | 興味のあるプロジェクトを探して参加・現地訪問。 | 現地活動に深く関わり、担い手の内容に関心を持つ。 | 担い手活動に3回以上参加し、プレミアム登録へ移行。 | 活動のリーダーシップ発揮、新規参加者のメンター。 |
| (A)<br>仕組み     | (A-1)<br>既存施策との連携         |                        |                         |                          |                           |                          |
|                | (A-2)<br>民間との連携           |                        |                         |                          |                           |                          |
|                | (A-3)<br>ステップアップ導線        |                        |                         |                          |                           |                          |
| (B)<br>コンテンツ   | (B-1)<br>発信/体験コンテンツ・担い手活動 |                        |                         |                          |                           |                          |
|                | (B-2)<br>プレミアム登録要件        |                        |                         |                          |                           |                          |
|                | (B-3)<br>サポート施策           |                        |                         |                          |                           |                          |
| (C)<br>実行体制    | (C-1)<br>体制               |                        |                         |                          |                           |                          |
|                | (C-2)<br>来年度必要な予算         |                        |                         |                          |                           |                          |

# モデル事業のこれまでの取組(詳細) ④

## 4 道県説明会・個別相談会

- モデル道県においては、管内市町村の制度参加を後押しするため、管内全市町村を対象とした道県説明会を開催し、制度理解の促進や制度参加機運の醸成を図った。
- 道県説明会に併せて、モデル道県の域内個別応募市町村を対象に個別相談会を開催。
- 宮城県説明会については、全国配信を行い、全国の自治体向け説明会を兼ねて開催。

### 説明会概要

- 参加者 道県、道県内市町村、総務省、伴走パートナー、株式会社カヤック(事務局) 等
- 主なプログラム ①モデル事業の概要・制度説明(総務省) ②道県の取組方針説明 ③有識者講演 ④質疑応答 ⑤モデル道県域内個別応募市町村を対象とした個別相談会

**各回講演プログラム** ※ 有識者の講演についてはアーカイブ動画を一斉通知・調査システムで全国の自治体に共有

| 主催道県 | 開催日   | 有識者講演テーマ・登壇者                                                                                      |
|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鳥取県  | 4月24日 | 「全国の事例紹介をふまえた効果的な情報発信について」(株式会社カヤック 担当者)                                                          |
| 和歌山県 | 5月22日 | 「地域と人の持続的な関係づくりに向けた取り組み紹介」(瀬戸内ワークス株式会社 代表取締役 原田 佳南子氏)                                             |
| 富山県  | 5月19日 | 「関係人口と育む地域の未来」(株式会社 YeeY 代表取締役 島田 由香氏)                                                            |
| 長野県  | 5月26日 | 「関係人口分野の取組紹介」(株式会社雨風太陽 佐藤 晋太郎氏)                                                                   |
| 高知県  | 6月1日  | 「地域と人の持続的な関係づくりに向けた取り組み紹介」(瀬戸内ワークス株式会社 代表取締役 原田 佳南子氏)                                             |
| 北海道  | 6月4日  | 「『制度を“道具”に変える』—関係人口は、みんなでつくる」(一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事 関 治之氏)                                      |
| 宮城県  | 6月12日 | 「関係人口は、みんなでつくる～制度を道具に変え、地域の未来を作る方法～」<br>(一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事 関 治之氏 × 株式会社カヤック 執行役員 中島 みき氏 対談) |

# モデル事業のこれまでの取組(詳細) ⑤

## ⑤ コミュニケーションアプリを活用した伴走支援

- モデル団体との連絡手段として、「コミュニケーションアプリ」を活用。日々検討を進めるモデル団体が抱く質問や悩みについて、随時、問合せ・相談に総務省等が対応。
- また、総務省における制度立案に際して、モデル団体に対する意見照会にも活用。

### コミュニケーションアプリの運用方法

- 自治体ごとにチャンネルを作成し、自治体担当者・総務省・伴走パートナー・カヤックが参加。
- 制度に関する質問や取組を進める上での相談等を自治体担当者から総務省等へ直接投げかけることが可能。
- 制度に関する質問等については他自治体にもやり取りを共有することで参加者全体の理解促進にも寄与。

### 【参考】全国の自治体への情報共有の状況

全国の自治体の検討の参考とするため、一斉通知・調査システムを用いてこれまで計 5 回にわたりモデル事業の取組状況を共有。

|        |       |                                               |
|--------|-------|-----------------------------------------------|
| ■ 4/28 | 第 1 回 | キックオフミーティングの開催概要及びモデル団体を対象としたアンケートの共有         |
| ■ 5/12 | 第 2 回 | 鳥取県説明会における議事概要、説明資料、有識者講演動画の共有                |
| ■ 5/20 | 第3回   | モデル団体を対象としたアンケート結果の共有                         |
| ■ 6/2  | 第4回   | 富山県説明会、和歌山県説明会、長野県説明会における議事概要、説明資料、有識者講演動画の共有 |
| ■ 6/26 | 第5回   | 北海道説明会、高知県説明会における議事概要、説明資料、有識者講演動画の共有         |

※ 6/12の宮城県説明会については全国配信。